

# スタートータス規約

制定：2009年12月27日

一部改正：2012年12月29日

## 第1条（名称）

この会は「ツーリングチームスタートータス」（以下「チーム」という）と称し、事務局を広島市南区段原に置く。

## 第2条（目的）

チームの目的は次の通りとする。

- 1, バイクツーリングをとおし、素晴らしい仲間と出会い、そしてお互いを尊重しあう気持ちを育み、信頼関係を結ぶ。
- 2, バイクで盛り上がり、何かを得てそれを人生の糧にする。
- 3, マナーを第一とし、仕事・家庭とバイクの両立・家庭円満・楽しく有意義なバイクライフを実行する。
- 4, 「バイク」と「身だしなみ」はいつもピカピカにし、熱い心と良識ある社会人としての自覚をもつ。
- 5, ベテランは安全なツーリングの手本となり、経験の浅い者はベテランから学び、安全走行に関する技術の向上をめざす。

## 第3条（構成）

チームは「ツーリングチームスタートータス」の会員をもって構成し、「広島チーム」と「九州チーム」に分ける。

## 第4条（会員）

- 1, 会員は別に定める会員名簿に登載してある者をいう。
- 2, 新規加入しようとする者は会員2名以上の推薦があり、かつ面接を経たうえで、暫定的にチームの行事に参加したのち、幹事会の承認をもってこれを決定する。
- 3, 退会しようとする者は書面または口頭で会長若しくは幹事長に届け出るものとする。
- 4, 特段の事情がなく、かつ連絡のないまま1年間以上チームの行事に参加しない場合、及び第5条第1項の期限から6月を越えてなお会費を納入しない場合は、継続加入の意思がないものとみなし、幹事会の決定により名簿から削除されることがある。
- 5, 会員の著しい非行や、チーム内に混乱を引き起こす行為など、チームの信頼と名誉ならびに運営に対し著しい妨害をもたらす行為があったと幹事会が認めた場合には、その決定により、注意喚起、懲戒若しくは除名されることがある。なお、その場合には、弁明の権利を有するものとする。

#### 第5条（会員の義務）

- 1, 会員は、総会終了後 1 月以内に別に定める額の会費を納めなければならない。ただし、年度途中入会者は、当該入会月から起算して同年 1 2 月までの月数に年会費を 1 2 で除した金額を乗じた金額を入会時に納入することとし、第 4 条第 3 項乃至同条第 5 項に該当する途中脱退者の返金を行わない。  
なお、会員に特段の事情があると認められる場合にあっては、幹事会の議を経たうえで、これを減免することができる。
- 2, 会員はチームのステッカーを購入のうえ、バイクの適当な箇所に貼るものとする。
- 3, 会員は自己の良心に従い、この規約、総会決定及び幹事会決定を遵守し、チームが会員相互の協力と信頼によって運営されていることに常に意を払い、チームの円滑な運営に協力し、かつ各々の可能な範囲において貢献を図るよう努めなければならない。また、チームの発祥が「亀家」であることをふまえ、これを愛することにも留意する。

#### 第6条（総会）

- 1, 総会は、毎年 1 2 月に招集し、「九州チーム」会員数を除く過半数の出席で成立する。
- 2, 総会の付議事項は、年度（1 月～1 2 月）の活動方針、財政方針、役員を選出、規約の制定改廃、その他必要な事項とする。

#### 第7条（役員）

役員構成と定員は次のとおりとし、互選により選出する。なお、総会の決定により顧問及び相談役を委嘱することができる。

- |        |     |
|--------|-----|
| ① 会長   | 1 名 |
| ② 副会長  | 2 名 |
| ③ 幹事長  | 1 名 |
| ④ 事務局長 | 1 名 |
| ⑤ 幹事   | 若干名 |
| ⑥ 監査   | 1 名 |

#### 第8条（役員任期と任務）

- 1, 役員任期は 1 年間（1 月～1 2 月）とし、再選を妨げない。なお、年度途中で役員異動があった場合には、幹事会において後任者を決定し、前任者の残存任期とする。
- 2, 役員任務は次のとおりとする。
  - ① 会長 チームを統括し、代表する。
  - ② 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

- ③ 幹事長 ツーリング企画をはじめ、チームの運営を行う。
- ④ 事務局長 チームの情報管理、広報等を担当する。
- ⑤ 幹事 幹事長、事務局長を補佐し、必要に応じて任務を代行する。
- ⑥ 監査 チームの財政について監査を行う。

#### 第9条（幹事会）

- 1, 幹事会は、会長、副会長、幹事長、事務局長及び幹事（以下「役員」という）をもって構成し、必要に応じて会長または幹事長が招集する。
- 2, 幹事会の運営は合議制とし、付議事項は、この規約に定めるもののほか、総会で決定した内容の実行と予算の執行、ならびに総会で決定するいとまのない案件について処理する。ただし、総会付議事項に関して幹事会で決定した場合には、次回総会においてその決定について報告する。

#### 第10条（活動）

チームの活動は次のとおりとする。

- ① 毎月1回、（2月・8月を除く）日帰りツーリングを開催する。ただし荒天の場合は中止することがある。
- ② 年に2回、「広島チーム」と「九州チーム」合同による、1泊ツーリングを開催する。
- ③ その他、会員相互の親睦をはかる行事を実施する。

#### 第11条（適用）

この規約は、会員のうち「広島チーム」に所属する会員に適用するものとし、「九州チーム」に所属する会員については、その合議により本規約を準用することができる。

#### 第12条（雑則）

- 1, この規約に定めのない事項については、幹事会において方針を決定する。
- 2, この規約は2009年12月27日より施行する。

#### 附則1（2009年12月27日）

- 1, 削除
- 2, 第5条第1項で定める会費の額は年額4,000円とする。
- 3, 第5条第2項で定めるステッカーの額は2種2枚で1,000円とする。

#### 附則2（2012年12月29日）

- 1, 規約の一部を改正した。